

(件 名) (仮称) かごしま郡山風力発電事業に関する陳情書

(陳情の趣旨)

現在、(仮称) かごしま郡山風力発電事業に関する評価書が、経済産業省に提出されようとしています。

報道でご存知の通り、5月2日に秋田県で、破損したブレードによる死亡事故が発生しました。

私たちは、本計画でも同様の事故が起きるのではないかと危惧しています。八重山自然遊歩道と風車本体との離隔距離は、最も近接する3号機で約90m、1号機・2号機で約190m、また山頂広場から4号機まで約200～300mです。秋田の事故は風力発電機から約80mの地点で発生しています。県内では、ユーラス肝付ウインドファームで340m程度、番屋風力発電所では400m程度も部品が飛散した例があります。本計画での風力発電機の高さは、評価書案によると、準備書で高さ154mだったものが、8機中7基が159mになり、ブレードも直径10mさらに大きくなっています。倒壊した場合、遊歩道に倒れこむ危険性もあります。5月3日読売新聞オンライン記事によると「経済産業省によると、23年度までの5年間に風力発電に関連する事故は約200件発生し、このうち羽根が破損したケースは約30件あった」とあります。

事業者が作成したパンフレット「まるわかり！風力Q&A」には、「風車が破損したというニュースを見て不安…」という項目があり、「日本では2017年に新たな風車の設計基準が設けられ、最新の風車はこの国際基準よりも厳しい基準に基づいて設計、設置されることとなっています。(中略) これまでに風車損壊や倒壊についての事故をニュースで見られた方も多いかと思います。これらの多くは上記のような新しい基準が設けられる以前に設置された風車となっています」と掲載されています。ここには「本計画において事故は発生しない」とは一切記載されていません。

昨今の気象状況を鑑みてわかるとおり、これまで私たちが経験したことの無い気象現象が頻発する時代です。どれだけ厳格な基準に沿って造られた設備でも、破損が起きる前提で運用されるべきです。20年もの運用期間中に事故が起きることを想定して、知事意見にもあるように最低でも風車本体を人家から1000m、そして遊歩道、広場から500mは離すべきでないでしょうか。

本計画は鹿児島県が定める「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に抵触する恐れがあり、事業者が鹿児島県との協議も終了しないまま評価書を提出するのではないかと危惧しています。

八重山は市民県民その他の多くの利用者(令和6年度10,835名 令和5年度7,333名 当会調べ)にとって、シンボリックな山です。里山の風景を楽しみながら山登りする私たちにとって、圧迫感を覚えながら、その上危険を感じながら登山するのは耐え難い事です。また、鹿児島市が自然遊歩道を指定する際の「利用者の安全が確保される」「家族連れで気軽に散策できる」という指針からも逸脱する恐れがあります。鹿児島県知事意見には、「鹿児島市、地域住民等及びその他の利用者の人と自然との触れ合いの活動の場に対する意見を踏まえ」とありますので、利用者の多くの意見に耳を傾ける必要があります。

私たちが集めた計画反対の署名は1万5,000筆を超え、2022年に郡山地域で募ったアンケートでは反対の声が88パーセントでした。事業者は地元と多くの市民県民の声に耳を傾けることをしようとせず、計画を決行しようとしています。

鹿児島市民の水がめである甲突川を育む八重山の森の豊穰と、周辺に住む市民や登山客の生命を守るために、以上の趣旨と問題点等について確認いただき、下記事項についてご審議いただくよう陳情いたします。

記

- 1 県議会は、風力発電機と周辺の人家との距離は最低でも1000m、遊歩道、山頂広場との距離は最低でも500m離すことを事業者を求めること。
- 2 県議会は、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の遵守を事業者を求めること。
- 3 県議会は、上記が守られない場合、計画の白紙撤回を事業者を求めること。

以上